

平成 24 年度
長野県住宅審議会（第 2 回）
会議録

日 時：平成 24 年 7 月 31 日（火） 午前 10 時から
場 所：県庁 3 階 特別会議室

長野県建設部

平成 24 年度第 2 回 住宅審議会

松沢企画幹兼企画係長：

お待たせいたしました。ただいまから長野県住宅審議会を開催いたします。

本日の進行を勤めさせていただきます住宅課企画幹の松沢でございます。

お集まりの委員の皆様には、お忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、長野県建設部長の 北村 勉 から、一言ごあいさつを申し上げます。

北村建設部長：

長野県建設部長の北村 勉でございます。住宅審議会の開催に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、公私とも御多忙のところ御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、7月中旬に九州北部で記録的な大雨が発生しました。“経験したことがない大雨”という表現がされておりますが、道路や橋梁、堤防などの社会基盤をはじめとして、住宅につきましても5,000棟以上が損壊、浸水するなど甚大な被害をもたらしました。

県内でも、去る7月20日に、長野市内で発生した豪雨により、一時、500世帯に避難勧告が出され、数十棟の住宅に浸水被害が発生しております。近年、短時間で局地的に猛烈な雨が降るケースが多くなっており、時と場所を選ばずに災害が発生する可能性がございます。県といたしましては、県民の防災意識を高め、早期の警戒に努めることにより、生活の基盤であります住宅などへの被害を最小限に抑えて参りたいと考えています。

また、住宅分野の動向でございますが、近年、各自治体において、住宅リフォームに対する助成制度が多く創設されております。国の住宅エコポイント制度等の影響もあり、各自治体で、様々な取り組みを進めているところです。

本県におきましても、県産材の利用振興と、住宅の環境性能の向上を柱として、今年度から「信州型住宅リフォーム助成制度」を創設し、既存住宅ストックの充実につながる施策を展開しております。お手元にパンフレットをお配りしてございます。詳細は、後ほど説明申し上げますが、従来より大幅に要件を緩和し、利用しやすい制度としておりますので、委員各位におかれましても、制度のPRや利用の拡大に、御配慮を賜りたいと存じます。

本日の審議会では、前回、審議いただいた、地域主権1次一括法に関する県営住宅に関する条例の、入居収入基準と整備基準の改正につきまして、引き続いて議題としております。現在の進捗状況を報告申し上げます。

また、県では、県営住宅の整備などに関する方針として「長野県公営住宅等長寿命化計画」を策定しておりますが、この計画を踏まえつつ、改めて、県営住宅の役割や整備方針などについて検討して参りたいと考えておりまして、委員の皆様から、参考となるご意見を頂戴したいと思います。委員各位からの忌憚のないご発言とご審議を

お願い申し上げまして、私からの挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

松沢住宅課企画幹兼企画係長：

本日の審議会は、委員10名のところ、宮島晴樹委員が御都合により欠席され、9名の皆様に御出席いただいております。長野県住宅審議会条例第6条第2項に定めます委員の過半数の出席要件を満たしていますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日の審議会資料の確認をお願いします。

(資料確認)

以上ですが、不足はございませんでしょうか。なお、本日の会議は、概ね正午の終了を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。また、ご発言の際には、お手元に設置してありますマイクをご使用くださいますようお願いいたします。

それでは、ここからの会議の進行は、長野県住宅審議会条例第6条第1項の規定により、石澤会長さんをお願いいたします。

それでは、石澤会長さん、よろしくお願いいたします。

石澤会長：

おはようございます。毎日、暑い日が続きます。先程、建設部長の挨拶にありましたが、急な大雨など、気象面で大変イレギュラーなことが起きています。

昨年になって今までの気候と違うということが言われました。

過去30年間の平年値が、昨年1月に変わりましたが、新しい平年値はそれまでの平年値より長野市の雨量で、30mm増えました。これは物差しとも言えるものですが、今日の議事の中に、県営住宅の役割・整備方針と県営住宅等に関する条例の改正、があります。これらは物差しに関するものです。

話は変わりますが、平成の大合併の後に、都市内分権という言葉が使われ出しました。広域自治体が増えまして、県の役割・位置付けが問題になってきています。問題の一つが、まさに条例の改正等になってきます。

これまでは、国が基準を一律に決めていましたが、自分達の地域のことは自分達で決めて欲しいという形に変わってきました。こうなると、なおさら県毎の違い、独自性が大事になってきます。

今日の議題にも通じますが、この審議会での委員の意見が非常に大事になってきますので、忌憚のない意見をお願いしたいと思います。実りある議論にしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、議事録署名委員ですが、村松委員と小林委員にお願いします。

議事に入ります。前回の審議会でも、1次一括法に伴う公営住宅法の改正に伴う、県営住宅の入居収入基準、整備基準の改正について議論をいただきました。9月県議会での条例改正に向けて、事務局で鋭意作業中ですが、前回の審議会での議論を経て、どのような作業状況、形になったか報告をいただきます。

議事(1) 県営住宅に関する条例の改正について、事務局から説明をお願いします。

齊藤住宅管理係長：

前回の審議会で1次一括法による公営住宅法の改正に伴う、県営住宅の基準の改正について説明しました。

入居収入基準の改正案の概要ですが、本来階層の入居収入基準、裁量階層の入居収入基準、裁量階層の対象者について、今回、県条例で定めることとなります。

入居収入基準については、現行と同様、15万8,000円に定めたいと思います。国の示したデータと、県の取り得る統計データとの差がないこと。また平成21年に一定の改訂が行われていることから、現行水準にしたいと考えます。

裁量階層の対象世帯については、審議会からのご意見を踏まえまして、子育て世帯への経済的配慮と団地内の世帯構成の多様化という効果を狙い、現在の小学校就学前の子のいる世帯から、中学校を卒業するまでの子のいる世帯までをいうことで、義務教育期間について対象にしたいと考えます。条例への書き方ですが、15歳に達した子のいる世帯という表現にしたいと思います。

裁量階層の入居収入基準ですが、試算の結果が現行水準の21万4,000円とあまり乖離がなく、長野県のようなデータが全国平均よりも低いので、上げる要素は無いことから、現行水準どおりとしております。前回の審議会での意見を取り入れまして事務方では条例案をこのような形としています。

岩田企画幹兼住宅建設係長：

整備基準についてご説明します。

国の定める参酌基準がありますが、これを参考に県の基準を定めることとなります。

資料に整備基準の概要を示してあります。国の参酌基準の概要を示してありますが、これに県独自の基準を加えるということで3項目考えています。

1番として県産木材の利用の推進ということで、内装材を中心に県産材を使用したい。2番目に長野県の多雪寒冷気候への対応ということで、寒冷地に関係した設備を設けていきたい。3番目として、障害者への対応ということで、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めたいと考えています。

前回の審議会では、これ以外の項目が7つ程ありました。集会場を木造で建設する、地球温暖化対策のためにLED照明を利用する、リサイクル建材を使用する、世帯構成の多様化と単身者の増加に配慮して狭い2DKのタイプも整備していく、景観への配慮、防犯対策、駐車場の整備ですが、これらは建設の際には実際に対応しますが、今回の条例改正について独自基準として、先の3項目について条例に明文化していくということで考えています。

これ以外のものについては、国の参酌基準、技術的助言に基づくもので条例に定めたいと考えています。

先程の繰り返しになりますが、県独自基準としては、ユニバーサルデザインとして、共用部分に展示ブロックの設置、ドアのレバーハンドル化、県産木材の利用促進、多雪寒冷地仕様として、凍結防止ヒーターの設置、暖房便座、共用廊下部分の防雪スクリーンの設置、県産材については、内装の壁仕上げに県産木材を使用していきたいと考えています。

以上の内容を持ちまして、県営住宅等に関する条例について、入居収入基準、整備基準について県民の皆さんから意見を募集するパブリックコメントを実施いたしました。資料には、整備基準、入居収入基準について、それぞれ用語の解説や基準の解説など、実際のパブリックコメントとして県ホームページに掲載した内容を示しています。

6月21日から7月20日までの期間、県ホームページ、住宅課、県現地機関でパブリックコメントを求めたところです。結果は資料にあるとおりですが、1件の意見が寄せられました。整備基準に関して、浴室のスペースのみで浴槽が設置されていない県営住宅があるので、浴槽を設置した県営住宅を増やして欲しいという意見です。理由としては浴槽が設置してある県営住宅は募集倍率が高くて、なかなか入居できないので、県営住宅に浴槽を設置してもらうことで、より入居し易くなるというものでした。

県としては、今回の条例改正は、県営住宅の建替えなど、新築にあたって適用する基準になりますので、各住戸に浴槽や給湯設備を含めて浴室を整備するという回答いたしました。

国の参酌基準では、設備として、台所、水洗トイレ、洗面設備と併せて浴室設備を整備するよう明確になっておりますので、県としましても国の参酌基準に添って必要な設備を整えて参りたいと考えています。説明は以上です。

石澤会長：

条例化への作業状況について事務局から説明いただきました。前回の議論を思い出していただきたいと思います。もう一度申し上げますと、前回の審議会での議論に添いながら、条例改正をしていくということですが、何か質問、意見はありますか。

松岡委員：

県産木材の利用促進の中で、主には内装材に使いたいとの説明があったが、一方で長野県では間伐をどんどん進めています。山から出てくる木がどういうものかと申しますと、建材として使用できる木は20～30%です。後の大部分は魚でいえばトロ以外の赤身やアラのようなイメージのもので、今後、間伐が進めば、そういったものがどんどん出てくるという状況があります。

何が言いたいかというと、エネルギーとしての県産材利用というものを可能であれば考慮していただきたいと思いました。何故かと言うと、エネルギーとして材を使用する場合には、建物の構造で言えばウッドボイラーが最初からあれば、最初から使い易いということになりますので、今後、住宅の建替えとか新設がある場合には、県産材のエネルギー利用も少し検討いただければ良いなと思いました。

石澤会長：

県産材の利用促進について、内装材だけではなくて暖房やエネルギーとして使えないかという意見でした。事務局に回答を求めますか。

松岡委員：

これは意見ですので、これから色々な計画を進めていく時に、視点として取り入れていただきたいと思います。

石澤会長：

個人的な意見ということでよろしいですか。審議会なので意見をまとめなくてはいけないのですが。他の委員の方、ご意見如何ですか。

宮崎委員：

今の意見のとおり、木材利用の中では、チップボイラーですとか、これから排出間伐が増える中では利用を考えないといけないと思います。

公営住宅での県産木材の利用について、こういった使い方が理想なのかという点では、問題があるとも思います。

県産材の活用という中では当然に考えないといけません、公営住宅の中にどうやって取り入れるのかという点を考えれば、要検討ということだと思います。

使用できる施設があれば良いと思いますが、今の段階では公営住宅に利用できるのか、難しいのかとも思います。もっと大きな公共施設にチップボイラーという形で利用いただければと思います。

公営住宅への使用については、今後も模索していただきたいと思います。

石澤会長：

間伐材の利用は悩みの種だと思います。アイデアは良いと思いますが、それを公営住宅に即時に取り入れるのはどうか、という意見でした。

畠山委員：

私も同じ意見です。公営住宅には、まだ、今の段階では難しいと思います。

(設備の値段など) まだ高いという印象です。エネルギーに使用して(間伐材を)無駄にしないという点では大事な考え方だと思いますが、公営住宅に限らず、一般の皆さんに対しても普及できるような後押しができれば、本当は良いのではないかと私は思います。

松岡委員：

私としては、問題提起ということで意見を言わせていただきました。県産材の利用というと、どうしても材の良い部分だけを使用するだけですので、それ以外のものが県内ではどんどん出てくるという視点を含めて、従来の考え方に捉われない使い方というのを、これから皆さんで考えていけたら良いと考え意見を述べさせていただきました。

石澤会長：

貴重な意見だと思いますが、今回は、公営住宅の条例改正という中には、入れなく

て良いですね。

松岡委員：

各部屋ではなくて、共有で使用するところには導入できる面もあるのかと思います。私もイメージがまだ沸きませんが、今回の条例改正には入れなくても良いですが、是非、今後、検討していただきたいと思います。内装材だけではなくて、他の用途もありますので、文章を読んだときに県産材の活用が限定的なものとなつてしまわないので、色々な用途での使用の可能性があるということで情報提供をさせていただきました。

石澤会長：

他の方如何ですか。今回は審議会の意見にはしませんが、二酸化炭素や耐熱性の問題、コストの問題などもありますので、すぐには公営住宅に設備として取り入れるのは難しい面がありますので、今回は問題提起ということでお願いします。

条例改正については、前回の審議会意見を尊重していただき、殆どそのとおりですので、条例改正は事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。

(特に意見なし)

では、事務局説明のとおりといたします。

議事(2)「長野県公営住宅等長寿命化計画と県営住宅の役割・整備方針について」事務局から説明をお願いします。

岩田企画幹兼住宅建設係長：

資料2をご覧ください。公営住宅の制度について、昭和26年に公営住宅法が制定されました、地方公共団体である、県、市町村が連携して、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給するものです。

県、市町村が公営住宅を建設、管理するという位置付けで、国としては整備補助と家賃の減額に対して財政支援を行うということです。実際の整備・管理については都道府県と市町村が行うという位置付けです。

その住宅に入居する資格者ですが、資料にあるとおり、基本的には同居親族があり、60歳以上の方、身体障害者の方、独立生計を営む者については単身者でも入居できる状況にあります。収入階層では、収入部位0%から25%の方がまず本来階層として対象になります。高齢者や障害者では収入部位40%までの方が対象になります。

現に住宅に困窮する方が対象ですので、持家のある方は対象外となります。

家賃については、国で定めた算定方式、例えば、基本係数や立地係数、経過年数、利便係数といった決められた係数により算定されます。

入居収入基準は、本来階層の収入月額が15万8,000円、裁量階層は21万4,000円です。

同居親族による総収入額のモデル例は資料のとおりです。

また、家賃はそれぞれの収入に応じて家賃が決まってきます。最低で1,400円から最高で34,200円という家賃になります。最低家賃は昭和29年に建設された安曇野市

の駅西団地です。一番高額な家賃は、平成7年建設の長野市内の県営住宅になります。かなり幅があるのが現状です。

資料の下の部分に、県内公営住宅の供給経過を載せてあります。戦後は深刻な住宅不足、昭和40年代も世帯分離が進み量的な充足が必要、昭和50年代以降は量的な充足は図られたものの質の充実を図る必要があるとされてきたところです。

県内の公営住宅の管理戸数の状況ですが、県営住宅は153団地15,371戸、市町村営住宅は545団地18,328戸、トータルで700団地弱、34,000戸弱という状況です。

1団地あたりの戸数は県営住宅で100戸、市町村営住宅で34戸ということで規模に違いがあります。

構造別では、木造、簡易木造住宅の平屋建ては市町村営住宅が多くなっています。

他県との比較ですが、県営と市町村営の比率としては、46:54となっていますが、全国平均では43:57ということで、長野県も全国も同じような比率となっています。

なお、長野県は県営住宅の割合が全国で7番目に高い県となっています。

全世帯数に占める公営住宅の割合ですが、長野県は4.25%、全国平均は4.21%ということで、概ね同じ割合となっています。長野県は全国で21番目に公営住宅の割合が高い県となっています。

県内の公営住宅の建設年度ですが、昭和40年代には毎年1,400戸程度を供給していた時代があります。この時に大量に供給した建物が一斉に老朽化してきている状況にあります。

次に県営住宅の状況ですが、構造的には簡易耐火構造平屋建て、簡易耐火構造2階建てで、いずれも昭和40年代の戸数が2,000戸と多くなっています。

耐用年限の経過ですが、簡平では2,480戸の全てが耐用年限を経過しております。また、簡二のうち、耐用年限の1/2を経過したものが2,700戸で概ね8割、耐用年限を超えたものが2割ということで、全てが耐用年限の1/2を経過しています。

県営住宅の居住水準ですが、床面積が40㎡未満の狭隘なものが23.3%、浴室・浴槽設備がないものは6割弱、水洗化になっていないものが7.5%です。

最近の県営住宅の建替えの状況ですが、毎年度100戸を割っておりまして、平成14年度以降、毎年概ね50戸程度の建替えという状況です。

県営住宅入居者の状況ですが、収入階層別では本来階層のうち第1階層が73.4%です。年齢別では、32,351人のうち65歳以上の方が18.8%となります。県の高齢化率27.3%より低い数字ではありますが、県の高齢化率は持家の方も含めた数字となりますので、借家である公営住宅は18.8%という状況になっております。

世帯事情別の入居状況ですが、生活保護、母子家庭、高齢者のいる世帯、障害者のいる世帯、それぞれ資料にあるとおりの構成比割合となっています。

県全体の世帯別の割合では、公営住宅に入居している世帯の割合のほうがそれぞれ高い数字になっています。

県営住宅の空き家の状況ですが、建替えのために募集停止をしている戸数を除き、実際に入居できる住宅が14,257戸のうち、入居しているのは13,485戸ということで空き家率は1.7%となっています。

入居年数ですが、10年以上19年未満の世帯が3,898世帯、28.9%という状況で、

更に 20 年以上、30 年以上の世帯もそれぞれ 10%を超えるということで、入居が長くなっている現状があります。

県営住宅の募集と応募の状況ですが、統一募集の結果として平均 2.5 倍という状況です。

県内公営住宅の状況ですが、資料中の赤い部分が県営住宅、青が市町村営住宅として表示してあります。長野市にある県営住宅が 7,800 戸、松本市にある県営住宅が 5,400 戸などという状況です。上田市に 3,100 戸あります。その他、須坂市、小諸市、佐久市、安曇野市、岡谷市、飯田市などは 1,000 戸を超えています。トータルとしては先程ご説明したとおりです。

続いて資料 3 ですが、「長野県公営住宅等長寿命化計画」となります。概略を説明します。

この計画は平成 21 年度に、国土交通省からの通知で、更新期を迎える大量の公営住宅のストックを有効に活用する必要があるため、順次、建替え事業を計画的に行うとされました。平成 26 年度以降は、長寿命化計画があるものについて国では補助対象にしていくとしています。県では平成 22 年 2 月にこの計画を策定しております。

資料中の県営住宅の施設と設備の状況、入居者の状況については、先程ご説明したとおりです。

長寿命化計画の目的についても先程ご説明したとおりですが、大量の公営住宅ストックを有効に活用し、計画的な建替え等をしていくために、建替えをするのか改修をするのか団地別の活用手法について定めて管理の効率化を図るというものです。予防保全的な修繕、事前の修繕を行うことで、将来的な修繕費用を削減するとともに、毎年の事業量を平準化し、ストックを有効に活用しようとするものです。

以下、同様の記載がございますが、ストックの状況を把握し日常的な維持管理を定期的に行っていく。また、長寿命化のために大規模な改修経費を削減するために計画を策定する。という位置付けになっています。計画の期間は平成 22 年度から 31 年度の 10 年間で、各団地の活用手法については 20 年間ということになっています。

長寿命化を図るべき今後の公営住宅の戸数については、県内の人口と世帯数が減少するであろうとの推計を踏まえて、現在の公営住宅の管理戸数 34,000 戸を 29,700 戸に縮減していきたいと考えています。

これにつきましては、2030 年、平成 42 年に世帯数は 74 万 2,000 戸と推計していますので、この世帯数に概ね 4%を掛けまして、29,700 戸を算出しています。このうち県営住宅は 10,900 戸、市町村営住宅が 18,800 戸としています。県営住宅の役割については、市町村の枠を越えた通勤圏にある広域的な住宅需要を満たす団地、高齢者、障害者、交通弱者に対応した市街地の利便性の高い団地、過疎地域や財政規模の小さな市町村に所在する団地については、県で担っていききたいと考えています。

県営住宅の 10 年後と 20 年後の管理方針をどうしていくのか、ということですが、老朽化や小規模団地の統合によるもの、将来的には市町村に移管し、事業主体変更を伴う建替えは 10 年後に 10 団地 1,400 戸、20 年後には 36 団地 4,300 戸を行っていききたいと考えています。

建替えを行わないものについては、改善、維持、市町村移管、用途廃止など、それ

ぞれの団地の管理区分を定めて、今後、団地毎に対応をしていくということです。

建替え事業の実施方針につきましては、平成 22 年にこの計画を策定した段階で 10 年間で 1,400 戸を建替えるという計画を立てましたので、その内訳を示しています。

簡易平屋建てが 408 戸、簡易 2 階建ては 520 戸、中層耐火構造 120 戸、トータルで 1,048 をこの 10 年間で建替えたいと考えています。

次に長寿命化のための維持管理計画ですが、建替え以外に修繕と改善でストックを活用していくという中で、通常の修繕対応、居住性を上げるための対応（下水道の接続）、福祉対応ということでの段差の解消、風呂やトイレの改修、アスベスト対策、長寿命化ということでの外壁の断熱化、屋根の葺き替え、浴室のユニット化ということでの長寿命化を図りたいという内容です。

ここ 10 年で計画的に修繕を行うという内容になっています。

今後の県営住宅の役割についてですが、市町村と連携した公営住宅の供給管理を 1 つ目のテーマとして考えています。

県と市町村の役割は、公営住宅法上は同じ公共団体として低所得者に低廉な家賃で公営住宅を供給するという点で役割は同じです。

特に県の役割については、先程の広域的な位置付けですとか、広域的な公共団体として、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者とか広域的な災害時の対応などに県営住宅の役割はあるのではないかと思います。

市町村の役割としては、市町村の実情に合わせて、小規模な団地を市町村の必要な所に設置することが市町村の対応、役割であると思います。

2 番目として、今後の方向性としては、市町村が主体的に公営住宅の供給と管理を担っていただくことが適切ではないかと思います。住民に身近な市町村が主体的に担っていただくのが適切だと思います。しかしながら、住宅不足の時代に、県と市町村がお互いに補完しながら整備してきたという経過もありますし、また、一度に市町村が公営住宅の管理を行うといっても、その費用が増加していくということもありますので、県営住宅を短期的に移管し、事業主体変更を行うことは現実的には困難な状況にあります。

3 番目ですが、こうした状況を踏まえて、県も市町村も互いに財政状況が厳しい中で、お互いに協議をしながら、老朽化した公営住宅をどのように供給していくのか検討していきたいというところです。

県営住宅と市町村営住宅の団地が隣接しているケースについては、県と市町村が協働して建替え事業を行い、市町村への移管についても、協議が整ったものから、順次、進めていきたいと考えています。

次に、建替えからリフォームを主体とした県営住宅整備ということで、なかなか計画とおりの建替えが進んでいない状況にあります。年間 50 戸平均の建替えしかできませんので、建替えから、リフォームなどの改善を主体とした整備をしていくしかないと思いますので、具体的には居住性の確保ということで、水洗化、浴室設備の整備、高齢者対策としてのバリアフリー化の修繕を実施していきたいところです。

また、民間賃貸住宅の借り上げについても検討を進めたいと考えています。借り上げ公営住宅の制度につきましては、公共団体が民間事業者から賃貸住宅を借りまして、

低額所得者に対して転貸していく形になります。

この制度のメリットは、県の初期段階の設備投資が少なく済むということ、他県の状況を見ると、災害時の一時的、緊急的には柔軟に対応できる制度ということが言えます。デメリットとしては、管理期間が長くなり、空き家が出てくると（家賃保証の面などから）デメリットが出てくると思います。

制度として、どの程度の数の確保が必要か見極めないと、財政負担が大きくなると考えます。民間のアパートの家賃が公営住宅よりも高い状況にありますので、この辺りの家賃の動向を見ないと導入に当たっての課題になると思います。

最後に、県内市町村に公営住宅の管理方針についてアンケートを取りました。概要ですが、今後の市町村営住宅の管理戸数については、現状維持の意向が約半数、減らしていく意向が4割という状況です。長寿命化計画の策定状況ですが、6割が策定済み、4割が未策定という状況です。県と市町村との連携については、連携の必要が5割という状況です。

今後、県営住宅が担う役割については、5割以上が今後も役割があると答えています。

県と市町村の協働建替えについては、既の実施している6%の市町村を除き、検討してみたいという市町村が36%あり、合わせて4割強という状況です。老朽化した市町村営住宅の整備については、建替えが2割、大規模修繕が1割、必要最低限の修繕で乗り切るところが56%という状況です。借上げ公営住宅の制度の検討については17%が検討してみたいと回答しています。

公営住宅の管理に関する課題の自由記載については、厳しい財政状況の中でなかなか建替えが進まない状況が見て取れます。入居者の高齢化や外国人の入居について自治体活動が厳しいなどの意見が寄せられています。

県としましては、「長野県公営住宅等長寿命化計画」を踏まえて、今後の市町村との連携、建替えからリフォームを主体とした支援、借上げ公営住宅に関する検討などを進めたいと考えます。

石澤会長：

県内の公営住宅の現状について、今回は、詳細な資料地図と説明をいただきました。県内の県営住宅と市町村営住宅の割合も提示していただきました。今後の県営住宅の整備方針も説明していただきました。委員各位からの御意見をお願いします。少し補足しますと、従来は県営住宅と市町村営住宅の役割は明確に分かれていましたが、その区別が無くなってしまったので、県営住宅の役割をどう位置付けるのかということ、もう一つは具体的な整備方針をどうするかということですが。

場々委員：

資料を見て意外だったのが、浴槽が無い住宅が非常に多いということ、今後の整備方針として、どのような方法で解消していくかについては、リフォーム、最小限の修繕などが上げられていますが、私が大阪府で見たケースで、公団の6階建てくらいの建物を見たときに感じたことですが、もともとは鉄筋コンクリートの共同住宅ですが、風呂の無いような小さな室でしたが、南側、窓側に同じ規模の建物を増築して、風呂

やトイレを造って、狭さを解消しているケースがありました。こういうやり方もあるのだと思いますが、風呂を増築するのは、なかなか難しいと思いますが、事例的にどういったやり方があるのでしょうか。

石澤会長：

整備を進める上で、具体的にどのような手法で進めるのか、事務局お願いします。

岩田企画幹兼住宅建設係長：

浴槽、風呂釜が無い、浴室設備の無いものがありますが、現在、考えているのは、大阪府は6階建ての建物とのことでしたが、県では平屋建ての長屋形式の住宅を主として、浴室設備を整備していったらどうかと考えています。

大阪府のケースは中層耐火構造とのことですが、3階から5階のこれらの建物については、昭和54年度以降に建替え事業をやっております。54年度以降の建物については、風呂釜などの浴室設備を整備してきていますので、中層耐火構造の建物については、本県では浴室設備がかなり整備されていると認識しています。むしろ簡易平屋建てや簡易2階建てに浴室設備が無いものが多いので、これらを主に整備をしていきたいと考えています。

場々委員：

具体的には増築をするということですか。

岩田企画幹兼住宅建設係長：

増築というよりも、浴室のスペースだけは既に事前にあるものですから、その中に浴槽と風呂釜が整備されていない住宅が多いので、今あるスペースの中に設備を設置する形で改善を進めていきたいと考えています。

場々委員：

資料1を見ると、浴槽の無い住宅が57%ありますが、そこにはスペースも無いのではないかと。

岩田企画幹兼住宅建設係長：

資料2をご覧ください。浴室・浴槽がない住宅が、8,900戸、この中で浴室のスペースさえないものが257戸ということです。残り8,643戸については、浴室のスペースはありますが、浴槽や風呂釜などの設備が無いという状況ですので、これらの住宅に順次、浴室設備を整備していきたいと考えています。

石澤会長：

では、(スペースが無い)257戸は廃止するという方向ですか。

岩田企画幹兼住宅建設係長：

現在は、入居者の方自身が住宅の南側に小さな庭がありますので、そこに浴室スペースを独自に増設して、浴室設備も入れて、整備したという状況もあります。いずれにしてもこれらの住宅は老朽化していますので、いずれ入居者の方が退去すれば用途廃止という方向で考えています。

石澤会長：

自力で浴室を作っているようなケースもありますが、こうした住戸いずれは廃止ということですね。他に意見はありますか、

村松委員：

何点か教えていただきたい。今後の方向について、市町村が主体的に供給管理し担うことが適当としながらも、短期的な移管は困難ということで結ばれています。これは、短期的には困難ですが、長期的には可能であるとか、それを検討していくとか、どうしていくのかに関する表現が無くて、止まっているものですから、どういう状況か教えていただきたい。老朽化した住宅との関連性についても教えてください。

資料中の改善事業については、長寿命化の維持管理計画を受けているのかと思いますが、それであれば表現の整合性を図っていただければと思います。

民間の借上げ公営住宅制度について、メリットとデメリットを挙げていますが、データや試算を行って、こうしたものが導き出されているのであれば、そのデータ部分を提示していただければ、違いを感じ易いと思います。例えばデメリットで、継続的な（借上げ料の）支払いが必要とされていますが、これは基本的に借上げなので必要なものですから、これはデメリットではない。メリットとして初期費用が少ない、維持管理もオーナーが負いますので無くなるという、メリットもありますので、総合的に勘案して、どういうメリットがあり、どういうデメリットがあるのか、(単純には)比較できない。考えられる項目だけを並べても分かり難いと思います。

課題の部分ですが、要は民間賃貸住宅の家賃がどの位であれば、借上げ制度として期待できるのかというラインがあると思いますので、この部分はデータから出てくるのではないかと思います。正にこの部分は具体的に提示していただきたいと思います。

最後に県営住宅の入居者の中で、いわゆる第一階層の方々が 100%入居できるような対応が必要という意見があったと思います。色々な条件が異なるのかも知れませんが、基本的には低所得者のための公営住宅ですので、住宅の質の部分、立地条件、それから数の部分、その3点を全て満たすことは難しいと思いますので、優先順位をどの部分から満たしていくのか決める必要があると思います。(その優先順位が、)ちょっと分からないのと、(県と市の) 役割分担の部分で、県が低所得者の中でも特に所得が低い第一階層の人達を、例えば重点的に供給して満たしていくとか、そういう形で役割分担もあるのではないかと思います。

石澤会長：

沢山、質問や意見がありましたけれども。最初に、県から市町村への短期的な移管は難しいが長期的ならどうなのか、という質問がありました。事務局お願いします。

岩田企画幹兼住宅建設係長：

移管の関係ですが、県としては資料に 10 年後、20 年後の活用手法を載せてありますが、移管を進めていきたいところです。その中に 10 年後に市町村への移管 27 団地 1,891 戸、20 年後は 32 団地 2,293 戸と記載してあります。

市町村移管については、かなり以前から市町村と協議をしているところです。

実績としては、昭和 20 年代から現在までのところ、約 2,500 戸の移管という状況になっています。50 年間でその位の移管の戸数ですので、やはり短期的に移管するのは困難という考えです。ただ、市町村も移管に伴って維持管理費などの財政的な負担が生じますので、市町村との団地の状況、よくあるケースでは県営住宅と市町村営住宅が隣接しているような団地、それから規模的に小規模な団地の中で、市町村に担っていただきたいような団地、そうしたものを、個々の市町村と協議する中で、移管を進めていきたいと考えています。ただ、実質的に、直ぐに一度に協議はまとまりませんので、県としては徐々に進めていきたいというスタンスです。

石澤会長：

(最初の質問に関しては、) よろしいですか。

質問の中で、県営住宅と市町村営住宅とのすみ分けの中で、県営住宅の役割として、低所得者の中で第一階層などの特に所得の低い方を対象にしてはどうかという意見でしたが、これは事務局への質問というよりも、委員の皆さんから意見を伺うということではよろしいですか。

2 番目の質問ですが、資料中のリフォーム、改善事業の表現の整合性を取ってはどうか、という確認、意見でしたが。

岩田企画幹兼住宅建設係長：

委員の指摘のとおりです。表現は合わせたいと思います。

石澤会長：

3 番目の、借上げ公営住宅に関して、データが無ければ難しいのではないかと、という意見でしたが。

岩田企画幹兼住宅建設係長：

ご指摘のとおり、試算をして民間家賃がどの程度であれば、借上げ公営住宅としての制度は可能なのか、さらにその前段として、メリット、デメリットを検討するについても具体的な試算が必要かと思えます。今のところ詳細な試算を積上げてはいませんので、今後、この辺の検討はしていきたいと思えます。

国では試算の中で短期的に 9 年間位の民間借上げであれば、借上げ制度は有利であ

る、それ以降の管理年数が増えるようであれば建設して長い間貸したほうが、メリットはあるという試算をしています。そうしたものも参考にしながら、県レベルでの試算をした上で、メリット、デメリット並びに制度を検討したいと考えています。

石澤会長：

国の試算で、9年間なら借上げ公営住宅が有利というのも、あくまでも試算ですよ。そうであれば、宮城県や岩手県が実際にやっている借上げのデータを集めたほうが良いのかなと思います。

他にご意見ありましたらお願いします。

古畑委員：

整備方針について、資料に老朽化の住宅の状況が記載されていまして、それに対する改修方法が提示されていますが、入居者へのアンケートで要望事項の収集を行っているのか伺います。

整備状況に関して、建物の外壁や屋根の改修など、建物本体に関しての改修は見受けられますが、先程の災害等の話を聞いて、建物の周囲への環境に関しても、何かしら絵があればと思いました。

石澤会長：

入居者へのアンケートに基づいて改修をしているのか、ということですが。

岩田企画幹兼住宅建設係長：

現在の状況ですが、入居者に対して、建替えで行くのか、改善で行くのか、というアンケートについては実施していません。個別の箇所が破損したとか、そういう場合には入居者の申出によって修繕を行っているところですが、中長期的な建替えとか修繕計画については、県内部で計画を定めて実施を検討している状況です。

石澤会長：

2番目の質問も大きな点と思いますが、結局、公営住宅の立地場所に関することになると思います。

高度成長期等には、地価が安いところに公営住宅が造られた。地価が安いところは当然に立地条件の悪いところで、災害等も起き易いとか、そういうところが地価が安く造られたという現状があります。そこをどうするかということですが。

岩田企画幹兼住宅建設係長：

ご指摘いただいたのは、災害時の県営住宅の対応かと思います。現在、行っているのは、住宅を滅失した、住宅が無くなってしまった方の応急的な入居を基本としていますが、話があったのは、住宅の空地等の災害時の活用ということかと思います。そこまでの具体的な検討は現在のところ行っていませんので、今後の検討課題ということでご意見を伺っておきたいと思います。

石澤会長：

須坂市と小布施町の境界の相之島団地でしたか、あそこは水がつかまりましたので、万里の長城のような堤防を周りに築いて、浸水し難いように周囲を改修しています。そういったことも必要ではないかということですが、団地の建物だけではなくて、災害が起き難くなるような改修が必要ではないかということだと思いましたが、事務局どうですか。そうした整備は実施しているのか。

岩田企画幹兼住宅建設係長：

個々の団地の中には、そういった所が出てくると思います。この方針の中では個々の団地の整備方針まで踏み込んではいませんが、ご指摘のあった事項については、今後の具体的な建替えや改善の中で、その団地の状況を見て、災害に対応する必要がある、具体的に整備の中で検討していきたいと思えます。

小林委員：

質問ですが、そもそも、「長野県公営住宅等長寿命化計画」の中で、世帯数の4%を整備するとありますが、根拠がもう一つ分かりません。この4%はどういう議論と検討の中で出てきたものなのか伺います。

岩田企画幹兼住宅建設係長：

資料の中で県内の管理戸数と全国の状況がありますが、この中で県内の前世帯数に対する公営住宅の割合、同じく全国の世帯数に対する公営住宅の割合ということで、県内は4.25%、全国でも4.21%という、実際の管理状況の実情の中で、概ね全世界帯の4%をカバーしているという所を取って、将来的には4%を確保するというところで、将来的な戸数の試算も出しています。

小林委員：

現状4%になっているとしても、公営住宅の必要とされた背景としては、核家族化ということで、単位世帯数が増えてきて、こうした住宅が増えてきたということがあって、今後の社会的な人口の構成の変化とか、こうした公的な補助が必要となる所得世帯の動向とか、そうした点を踏まえないと、将来的な必要戸数を検討する根拠には全くならないと思えます。

石澤会長：

事務局、いかがでしょうか。

岩田企画幹兼住宅建設係長：

委員ご指摘のとおり、色々な要素を踏まえて分析しないと、この大雑把な、現状で4%での推計は如何なものかという、ご指摘のとおりかと思えます。県としては、そうした分析も無い中で4%という数字に留まっている現状がありますので、どういっ

た係数を活用するのか、お話やご指導をいただきたいとは思いますが。

石澤会長：

小林委員の意見は、現状追認で良いのかどうかということですが、非常に大きな問題だと思います。一律的な法律で決まっているものでしたら、その数字は尊重されると思いますが、県が独自に国の基準を参酌しながら決める状況になった場合には、それが引き続き認められて良いのかどうか、だと思います。

その場合、長野県はより多いほうが良いのではないかと、もしくは少ないほうが良いのではないかと、という意見になります。その点まで考えるべきではないかと、そうしないと20年後に30,000戸弱に減少するという前提で走ってしまう訳ですから、そこをどうするのかと思いますが。

他にご意見はありますか。

牧野委員：

市町村の立場になります。今の話のご指摘のとおり県の住宅施策をどうしていくのか、大きな議論だと思います。

今日の資料は、そういう意味で市町村の立場から理解できますので、こうした資料を作ってくれたことに感謝したいと思います。資料に記載のとおり、県と市町村が住宅不足の時代の経過の中で、どういう役割を果たしてきたのかという点において、50年代以降は、確かに世帯数の4%の割合で必要であろうということで、今まで実施してきたわけですが、資料を見ても分かりますように、相当古い考え方が、そのまま40年近く続く、そういう考え方で来ているということになります。

時代は今、経済成長、人口増加、都市化が進むという時代から、人口減少、少子化高齢化、ライフスタイルが多様化していく中で、これからどういった住宅政策を採っていくのかということが非常に重要になると思います。

そうした中で県と市町村の役割をどう考えていくかということが必要になりまして、私は、そこがある程度はつきりしてこないと、資料にある整備方針というものは、えてして見ると財政がかなり厳しいので住宅供給のやり方を見直したい。できれば後は市町村によろしくと（お願いしたいように）見られてしまいがち。ですから、なかなか市町村も財政が厳しい中ですから応じられません、という中で、有り体な言葉で言うと、押し付け合いになってしまう。ですから、どういう役割を県として住宅政策に果たしていくか、ということと、法で定められている公営住宅の供給という枠の中だけで考えていても、それで本当に解決策が出るのか、というところが焦点になると思います。

低所得者層への住宅供給は、デフレが進行していて、低所得者が増えている中では、欠くことができない根本的な政策だと思います。ただ、資料を見てもらえば分かりますが、公営住宅の配置がこういう状況になっているということは、先程、申し上げた量的な政策からスタートして、高度成長期、核家族化、都市化が進む中で、住宅ニーズに沿った形で整備すると、こうなるわけです。見てもらいますと結構偏っているわけです。正直言って、木曾とか、上下伊那とか、北信とか、県営住宅の比率が低くて

20～30%位です。これは先程のような住宅ニーズを追っていったら、こうなったということだと思います。

問題は現状がこうなっていて、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルが多様化していく中で、現状維持をこのまま長寿命化にしておいて、後は県の役割を減少させて、本当に良いのですか、ということだと思います。

今日は、資料を持ってきましたが、市町村では公営住宅の枠の中に留まらずに住宅政策を考えています。何故かと言うと、市町村には止むに止まれぬ状況がありますから、公営住宅の枠の中ではなくて、自分達の独自の政策として住宅政策を考えていく、例えば飯田市の場合ですと、市域が広がって広域政策的な住宅を考えるわけです。飯田市の市街一律で（同じ）住宅政策をとるのは無理なんです。街中の空洞化に対しては街中居住を促進するための再開発の政策を採る。これは公営住宅とは全く別枠の再開発の枠を使って実施するわけです。中山間地は過疎化の問題がありますので、公営住宅の枠内で考えるのは、なかなか難しく、中山間地のリスクというのは、若い人達が出て行ってしまっ、戻ってこようとしても住む住宅が無いことです。親と一緒に住めば良いではないかと言われますが、これは状況を知らない議論でして、お嫁さん連れてきて一緒に住んでくれるかということ、そんなことなら街中のアパートに住んだほうが良いということです。そう考えると中山間地の住宅政策というのは公営住宅ではなくて、中山間地域の振興に役立つような住宅政策を採らないといけないのです。実際に飯田市では3年間、この中山間地向けの住宅政策を実施していますが、3年間で25世帯82人が居住しています。この政策がなければ82人は中山間地域に住まなかったのです。こうして事実を考えると、これからは多様化するニーズに合わせる形での住宅政策をベースとして考える。市町村によって状況が違うのであれば、それは市町村に任せるべきだと思います。そうであれば県の役割はどうなるかということですが、こうした市町村の状況をしっかりと踏まえた上で、公営住宅はこうした位置付けにするということを出さないと、恐らく結論は出ないと思います。

石澤会長：

公営住宅のすみ分けの問題、一番最初に村松委員が指摘した問題です。私も調べていなかったのですが、飯田市のように住宅施策を自ら実施するという市町村は、大きな市では未だ少ないですね。長野市などはできるだけ、そこから手を引きたいようです。逆に町村のほうが、自分で村営住宅を作る動きがありますね、筑北村とか。そういう動きを紹介してもらいましたが、他の委員の皆さん如何ですか。

結局は、県営住宅と市町村営住宅とのすみ分けが、一番基本的な問題だと思いますが。

宮崎委員：

やはり、牧野委員が言われたように地域によった（住宅の）必要性に沿ってやっていかないと。高齢化が進んだ地域にはどのような団地が必要なのか、今、若者定住促進の住宅が建設されていますが、（それが無いと）こういう方達が、本当に市街地のアパートに行ってしまう。ローカルなところは殆どが、そういう動きになってしまいま

す。(親と)同居しないで殆どアパートに行ってしまう。それが同じ村内なら良いのですが、全部村外に行ってしまう。住所まで移してしまう。そうすると地元に戻ってくるのは何時になるのかと考えたときに、地元に必要な公共住宅があれば、そういった所にも住むことができるのかなと思います。

リフォームを行っても良いですが、その地域に必要なものをリフォームするのなら、新たにその地域の実情に合ったものを造る。公営住宅はこれまでは郊外に建てていましたが、これからは至便な所はないといけない。買物弱者などの現在の事情に対応したものでないといけない。立地も考えながら、既存の建物が良いというだけでなく、新しい建物にも目を向けてもらえればと思いました。

これは誰がやるべきなのか、市町村にやれと言っても多分出来ないで終わってしまう。公営住宅の整備という、また意味合いが違うと思いますが、是非、検討して欲しいと思います。

石澤会長：

他にご意見はいかがでしょうか。

広域行政体としての役割の問題もあると思います。平成の大合併で市町村自体も広域的に大きくなった訳です。そういう意味で(県との)すみ分けも非常に難しくなっていると思います。

一つ重要なことは、公営住宅の再建の問題で、より規模が大きいところ再建するというのが県営住宅の傾向です。その代わり、街中の小規模なところを廃止してしまう。それで良いのかどうか。少し考えて欲しいと思います。リフォームしてでも街中の小規模の立地の良いところを残してもらおう。そうすると街中居住ということに関して、県が市町村を助けることにもなります。県はそうした役割ができるのではないかと思います。なかなか簡単にはいきませんが。

牧野委員：

大規模な住宅団地を実際に現場で見ている立場から申し上げますと、地域の中でどうやってコミュニティを作っていくのか、非常に重要な課題です。住宅を管理する立場から見ても、地域の中において自治体、飯田市で言えば地域の街づくり委員会のような地域自治組織を如何に機能してもらえようかという仕組みを作れるかというのが非常に重要です。

特に飯田市や上田市など、ものづくりが盛んなところというのは、結構、低所得者層の外国人の方が多いんです。そういう中で如何に地域のコミュニティを維持していくのかという点は、地域の自治組織の役員の皆さんが相当に苦勞しているところです。そうした事は行政がきちんと理解しないといけませんし、すみ分けというのは、単に県と市町村だけの話だけではなくて、実際に住んでいる皆さんのコミュニティも含めて、どう役割分担をしていくのかという点がこれから重要になってくると思います。

石澤会長：

この話は、県営住宅の人達は、県営住宅の人達だけのコミュニティを作っているの

ではないかということですか。

地域の人達との交流は少ないという指摘ですが、事務局どうですか。

松沢企画幹兼課長補佐兼企画係長：

全ての団地を把握している訳ではありませんが、須坂市に旭ヶ丘県営住宅団地がありますが、県営住宅があり市営住宅があり、分譲された戸建住宅団地もあり、そこでは一緒になって自治会を作っているケースもあります。団地によっては（規模が）集中していれば、その団地だけで自治会を作っているケースがあるかと思います。団地の周辺がどのような街づくりが行われているのかによって千差万別かと思います。

石澤会長：

コミュニティ論に係わってくるのですが、県営住宅とは言え、都市の中の一つの要素であって、その要素がこれからどうなるのかというのは、街づくりにとっても意味を持つかと思います。ずっとそれを考えています。ですから、すみ分けというのは大事な問題だと思っていますので。

畠山委員：

旭ヶ丘団地のことはよく知っています。あの団地では、福祉サロンなどで関わったりしましたので。ところで資料を見ると市街地は非常に利便性が良いと書かれていますが、お年寄りがあそこに住んで本当に利便性が良いかということと実は利便性は良くないです。お店も無くなってしまって、買物もできないような状況が須坂市内でもありますので、そこをどのようにコミュニティを作っていくのか、公営住宅だけではなくて、その地域の人達と関わりを持って皆がどのように生活していくかということが一番大事だと思っています。旭ヶ丘団地は、まさにそれを実行していて、地域の人達も公営住宅のお年寄りたちが困らないように、買物をし易いように、皆が作ったものを公民館に集めて売ったりとか支援をしています。私は街づくりとは、そういうことではないかと思います。

高齢者を（一箇所に）まとめれば良いというものでもないし、皆が一緒に生活していく地域を、どうやって作っていくのか、そこを（行政として）しっかりやってもらいたいと思います。

石澤会長：

旭ヶ丘団地というのは、新興の団地です。だからコミュニティが出来ないと駄目なんです。コミュニティが充実しているのは非常に良いことですが、コミュニティを作るよりは、元々の市街地、街中に公営住宅があれば、そこに高齢者が住むのが、一番理想的かと思います。

先程、県から安曇野市豊科の団地の話がありましたけど、街の中にある公営住宅を無くして別に移すことをやっている感じがしますので、そうでは無い方向に持っていくことをこれからの制度に盛り込んでいただければ良いと思いますけれども。

飯田市では、コンパクトシティということで、色々と実施しているのではないでし

ようか。

牧野委員：

今、お話があったように高齢者の皆さんが郊外に住むのは、なかなか厳しい状況になっていますので、そういった意味で街中にもう一度帰ってきて、歩いて買物に行けて暮らせるような都市再開発事業を実施してきました。そういった意味では、公営住宅ではなくてももう少し幅広い皆さんに住んでもらえるような政策を街の中で実施してきました。郊外に住む方には公共交通でカバーすることと、今は宅配便という形で、逆に商店街のほうから売り歩くというやり方ですね。こうした形で、何とか買物弱者の皆さん方に対しても行政だけではなくて、商工会議所や商店街の人達、色々な人達が一緒になって政策を考えていくことをやっています。

先程の地域振興住宅についても、必ず地域の皆さんの話を聞いて、“実は若い人達は戻って来たいと思っているけれども、住む所がない”というところからニーズを知るわけです。実際に実施してみたら、(制度が)当たってしまって、地域によっては4、5年先まで(予定が)埋まっていて、前倒しで実施してくれないかという要望が寄せられています。

石澤会長：

そうすると、市町村の努力に県が関与するとすれば、街中の公営住宅の維持コストが高いですが、小規模であるけれども維持コストが高いような街中の場所(公営住宅)を県が主体的に担うようなことも一つのやり方かなと思います。そうすれば街中居住にもつながると思います。

市町村営住宅と県営住宅とのすみ分け、また、先程の4%の設定が良いのかどうか、公営住宅のあり方の非常に大きな意見だと思います。

長野県らしさを出すのでしたら、4%に引っ張られるのも、どうかと思いますけれども。

工業地帯ではない所で製造業が割りと盛んな長野県としては、低所得の労働者の方達が比較的多いのであれば、そこに住宅施策がターゲットを絞っても良いのではないのか、そうすれば、%を増やしても良いという考え方ができますが。

小林委員：

もしくは、公営住宅ではなくて、飯田市で実施しているような、もっと地域の特性を活かして、定住してくれる、住んでくれる方を増やす政策も含めて、将来的な見通しの中で公営住宅がどのくらい必要なのか、ということを考えなくてはいけないと思います。

石澤会長：

長野県では、活動的な市町村は、市町村営住宅で頑張っている様子が見えます。長野市、松本市、上田市、飯田市など都市部に県営住宅がありますが、そういった都市部に工場等の労働者が割と多いので、そういう傾向にあることを考えながら、住宅政

策、整備方針を考えたらどうかという意見が多いような感じがしますが。

村松委員：

市町村のアンケートの中でも、家賃が同じで二重行政なので県のほうはいらなという意見がありましたが、全く同じような対象者を同じように入居させているのなら意味は無いと思います。長野県も大きく言えば田舎暮らしをやっていきますので、県としても移住定住は進めて行く方向だと思いますが、やはり市町村のほうが、もっとそれを深刻に考えているということで、市町村会議でかなり重点的な政策だと思いますので、そういう部分も含めて市町村のカラーを出したいものは市町村が、そうではなくて住む場所をどこかに確保したいという（低所得者向けの）ものは県が提供していくほうが、やはりすみ分けをきちっとして方向性を明確にして進めたほうが良いと思います。

松岡委員：

やはり長野県は、製造業が多くて異文化の方々、日本人以外の方が多くなるという話がありました。アンケートの中にも公営住宅の供給範囲に関する課題として、近年、外国人入居者が増加し、言葉や生活習慣の違いからトラブルが絶えないという意見もありました。今後、10年、20年、どうなっていくのか考えたときに、もちろん異文化のところ、長野県ではどのようなシミュレーションをしているのか聞きたいと思いました。

石澤会長：

シミュレーションはしていますか。

宮島住宅課長：

特にやっておりません。

牧野委員：

外国人集住都市会議というのがありまして、長野県では上田市、飯田市が加入しています。ものづくりが盛んな東海地域や北関東地域の都市が多く入ってしまっていて、やはり深刻な話として捉えています。一番は浜松市からの報告がありました。例えば大泉町（群馬県）などでは、人口の15%が外国人ですので、そうになると行政サービスを受けたいと言ってくるケースもあるのですが、今月の7月9日から、住基法の制度が改正されまして、ようやく住基法の住民基本台帳の中に外国人が登録されるようになりました。それまでは旧外国人登録法では、入ってくる情報は届出で分かりますが、出て行く情報は分からない、市町村はどの地域に住んでいるのかも把握が難しかった訳です。ですから基本的な行政サービス与える立場にも関わらず、対象となる外国人の把握がすごく大変でした。外国人集住都市会議が10年以上、国に働きかけてようやく制度改正ができました。ですから、実はまだこれからです。ようやく制度改正ができたところですので。

石澤会長：

話のありました大泉町ですが、ブラジル人の方が多くて役場では日本語とブラジル語が併記してあるという状況で、外国人との併存の一つの実験的な市町村かと思えます。ですが、今言われたように制度はなかなか進んでいないようです。

沢山の意見がでましたが、整備方針がどうかと県から議題が出されましたが、まだまだ問題が沢山あるということかと思えます。むしろ量的な部分がどういう方針であるのか、きちんと確認したいというのが委員皆さんの意見かと思いました。

そういうことでよろしいでしょうか。

では、意見を踏まえまして、整備方針を検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

先程、議題（１）と議題（２）のところで、県営住宅等に関する条例の改正案について、審議会としての了承を採りませんでした。了承ということではよろしいですね。

（特に意見なし、委員了承。）

では、了承ということではよろしくお願いいたします。

では、その他について、事務局からいたします。

塚本住宅課企画係担当係長：

信州型住宅リフォーム制度について、紹介をさせていただきます。お手元のパンフレットをご覧ください。24年度の新規事業ということで4月16日から実施しています。基本的に県産材を使用した住宅リフォーム工事に対して助成するものです。

昨年も新築住宅への助成制度である「ふるさと信州・環の住まい」の中でリフォーム助成制度を実施していましたが、一昨年が2件、昨年は7件の助成ということで、要件が厳しくて利用が進まないこともあり、今年度、要件を緩和して新たな制度を創設したものでございます。助成対象者は県内に居住する方、県外から移住される方で、助成対象住宅につきましては、県内の自己居住用住宅となります。対象工事は県産木材の板材を10㎡以上、天井、壁などに使用した住宅、構造材を2㎡以上使用した住宅、これらの工事と併せて行う断熱改修工事の費用となります。助成額は板材は㎡当たり4,000円、構造材は㎡当たり15,000円、断熱改修、バリアフリー改修は工事費の10%で上限は最大30万円となります。現在、募集中です。4月から始まった新たな制度ということで、皆様にも周知にご協力をお願いしたいと思います。

石澤会長：

本日の議事は以上で終了しました。ありがとうございました。

松沢住宅課企画幹兼課長補佐兼企画係長：

委員の皆様には長時間に渡るご審議、ありがとうございました。閉会にあたりまして北村建設部長からご挨拶申し上げます。

北村建設部長：

本日は、お忙しい中をご出席いただき、また、貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。

県営住宅等に関する条例の改正につきましては、本日、ご説明申し上げました内容に従いまして、9月議会にはかつて参りたいと考えております。

公営住宅を巡る課題につきましても、本日、委員各位から沢山のご意見を頂戴しました。課題が多岐に渡ることを改めて認識したわけですが、今後とも、皆様のご協力を賜りますようお願い申しあげまして、閉会の挨拶といたします。本日は、ありがとうございました。

松沢住宅課企画幹兼課長補佐兼企画係長：

以上を持ちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(了)